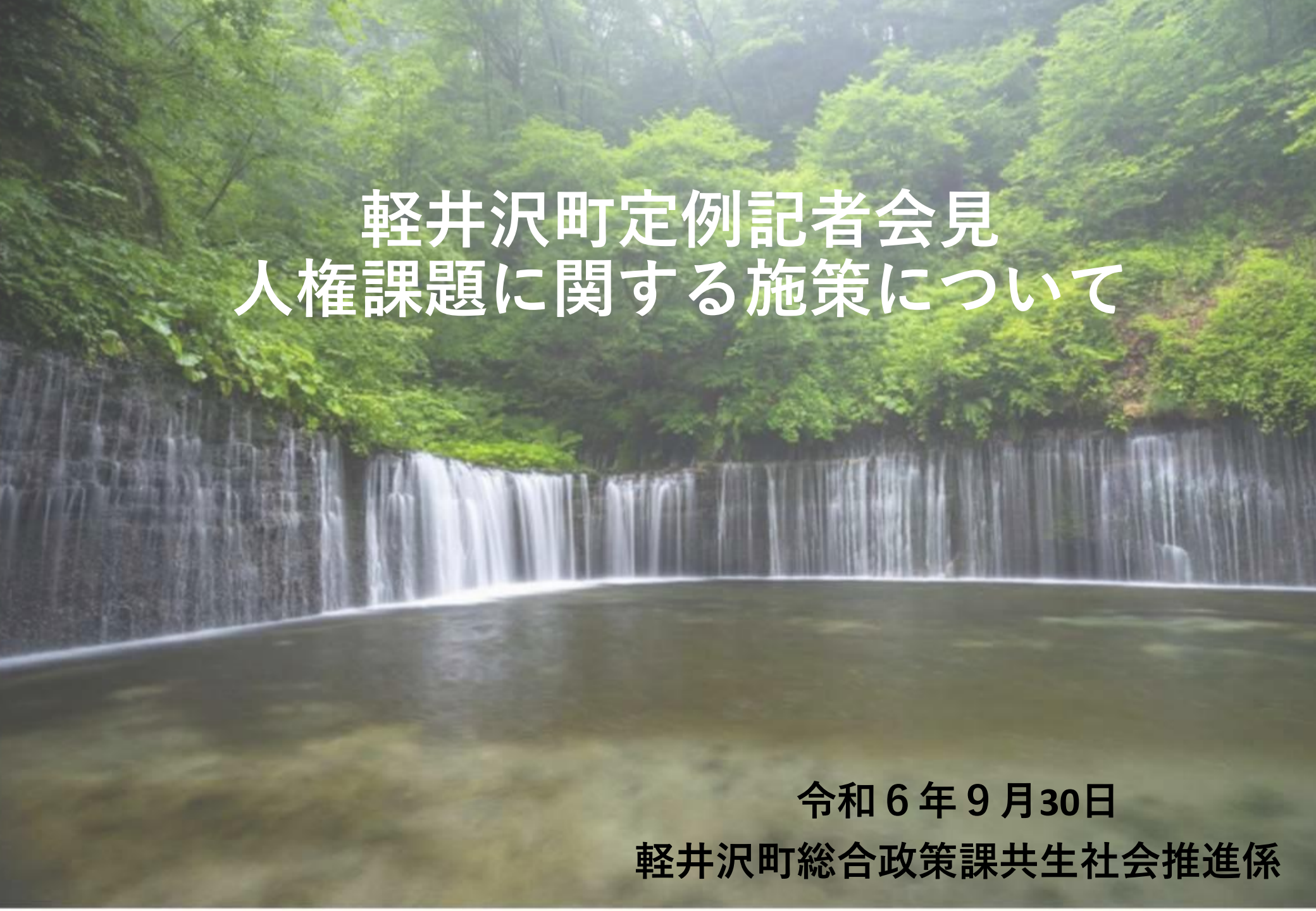


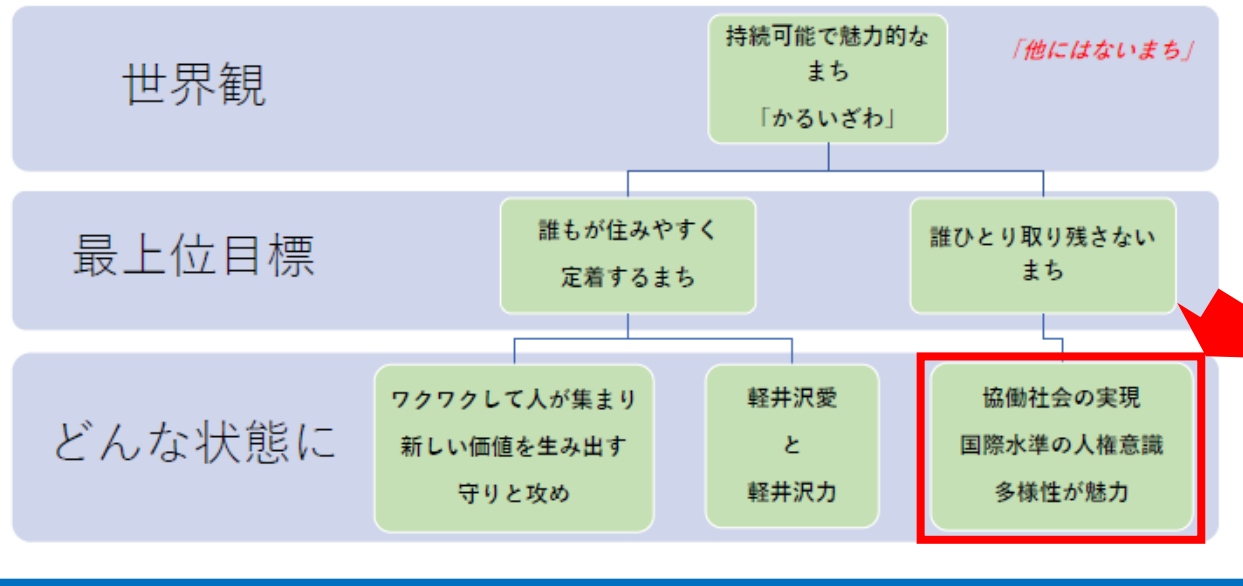


軽井沢町定例記者会見 人権課題に関する施策について

令和 6 年 9 月 30 日

軽井沢町総合政策課共生社会推進係

未来はどんなまちに？



軽井沢の特徴

○軽井沢町は人材の多様性が魅力を一層高めている

軽井沢の魅力を向上させるには？

○人権意識を国際水準に高めることが軽井沢の真の国際性につながる

国際水準の人権意識を醸成する

人権課題を一元的に推進
共生社会推進係 新設

問題意識：人権課題に取り組む中で、町に足りない部分は何か？



課題解決のための人権施策に関する立案



より一層の多様性の深化
協働社会の実現



軽井沢の未来をひろげることに繋がる！

各種様式等における性別記載に係る見直しについて

1. 基本的な考え方

(1) 基本方針

業務上、性別情報が必要な場合を除き、性別欄は設けない。

※ただし、法令等において様式が定められ、町に裁量の余地がないものは除く。

(2) 性別情報が必要な場合の配慮

①「男・女」の2択に制限する必要のないもの



- ・性別欄のある様式に性別情報を収集する目的を明記
- ・性別欄を自由記載（選択肢等を設けない）

②「男・女」の2択のみとしなければならないもの



- ・性別欄のある様式に、性別情報を収集する目的や選択肢を男女のみとする理由を明記

2. 対応状況

(1) 条例1本、規則他 29本の30本

「性別欄の廃止」「男女2択を自由記載欄へ変更」「性別情報の取得理由を追加」等の改正の実施（主な施行日：令和6年10月1日）

(2) その他の条例や規則等

今後、システム改修等に併せ、順次改正予定

共生社会実現推進事業 合理的配慮に関する事業所向けの研修

1. 「合理的配慮の提供」とは
事業者等に、障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこと。
2. 研修の開催
 - (1) 日時 令和6年11月26日（火）
 - ・第1回 午後1時～3時30分
 - ・第2回 午後6時～8時30分
 - ※1 オンラインによる同時配信あり。
 - ※2 要予約
 - ※3 各回 同内容
 - (2) 対象者 町内事業者または町内事業所にお勤めの方
 - (3) 場 所 町中央公民館
3. 取組内容の周知について
 - ・研修内容の録画配信（町ホームページ）
 - ・研修の様子や内容のチラシ配布等（町ホームページ、新聞折込《予定》）
4. その他
研修の詳細については、町ホームページ等で今後ご案内する予定ですので、ご確認ください。